**平成２６年（フ）第４８７号**
埼玉県戸田市喜沢南２丁目５番10号　浜田荘202号室
債務者　熊木　　淳
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５３０号**
埼玉県蕨市中央４丁目８番26号　イマス蕨レジデンス―301号
債務者　福田　裕二
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５３１号**
さいたま市緑区東大門３丁目５番地１　パンプキンハウス201
債務者　渡辺　定男
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５３７号**
埼玉県朝霞市浜崎１丁目７番38号　第二ハッピーハイツ小寺102
債務者　増田　洋一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５４３号**
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　向原宿舎２―301
債務者　神谷ルミ子（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第１９９号**
埼玉県狭山市狭山台２丁目１番地　２―８―404
債務者　山下　由生
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第２３９号**
埼玉県飯能市大字双柳412―２　富士見団地１―108、住民票上の住所埼玉県入間市大字寺竹850番地10
債務者　福田　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第２５８号**
埼玉県川越市大字木野目1936番地120
債務者　牧　　一春
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第２６２号**
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1526番地10
債務者　高荒ひとみ
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第２６５号**
埼玉県所沢市緑町２丁目３番19―203号　ＪＵＮ新所沢Ａ
債務者　澤田　祐子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（フ）第３１号**
岩手県奥州市水沢区真城が丘３丁目12番地１
債務者　菊地　健治
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第３３号**
岩手県奥州市前沢区生母字笹森51番地１、前住所神奈川県平塚市宮の前６番20―603号　クリオ平塚７番館
債務者　小野寺吉男
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２６年（フ）第７６号**
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2466番地の182
債務者　寺田　美春
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２６年（フ）第１８７号**
神奈川県愛甲郡愛川町角田1310番地の３　レジデンス箕輪Ｂ―１
債務者　馬場　　仁
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第１８８号**
神奈川県愛甲郡愛川町角田1310番地の３　レジデンス箕輪Ｂ―１
債務者　馬場　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第３５号**
北海道岩見沢市志文町1180番地53
債務者　畑山　敏子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２６年（フ）第２３号**
北海道滝川市泉町１丁目12番24号
債務者　黒坂　松代
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係